

住所の表示変更により 必要となる手続きは？（その2）

平成16年2月1日から「飛騨市」が誕生することにより、官公署等で住所の表示変更の手続き等が必要になってくる場合があります。

ここでは、飛騨市役所に直接関係するものについてお知らせします。

【住民登録関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・ 戸籍		不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	古川振興事務所 住民係 市民生活課 河合振興事務所 市民生活課 住民福祉係 宮川振興事務所 市民生活課 住民福祉係 神岡振興事務所 市民生活課 住民係
・ 住民票		不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	
・ 印鑑登録証（カード）	登録者	不要	・ 印鑑証明書を取りに来庁されたときに、旧登録証と引き換えて更新しますが、現在の登録証は、H19.3.31までに引き替えをしてください。	
・ 外国人登録証明書	登録者	不要	・ 特に住所変更の手続きは必要ありません。	
・ 住民票コード		不要	・ 合併によりコードは変わりませんので、変更の手続きは必要ありません	

【国民健康保険関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・ 国民健康保険被保険者証（退職被保険者を含む）	被保険者	不要	・ 新しい被保険者証を2月1日までに区長配布又は郵送しますので、住所変更の手続きは必要ありません。	古川振興事務所 住民係 市民生活課 河合振興事務所 市民生活課 住民福祉係 宮川振興事務所 市民生活課 住民福祉係 神岡振興事務所 市民生活課 住民係
・ 国民健康保険高齢受給者証	左記の証書をお持ちの方	不要	・ 新しい被保険者証を2月1日までに区長配布又は郵送しますので、住所変更の手続きは必要ありません。	
・ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証				
・ 国民健康保険標準負担額減額認定証				
・ 国民健康保険特定疾病療養受療証				

【国民年金関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・国民年金手帳および国民年金証書	被保険者及び年金受給者	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。	古川振興事務所 市民生活課 住民係 河合振興事務所 市民生活課 住民福祉係 宮川振興事務所 市民生活課 住民福祉係 神岡振興事務所 市民生活課 住民係

【老人医療関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・老人保健医療受給者証	左記の証書をお持ちの方		・新しい被保険者証を2月1日までに区長配布又は郵送しますので、住所変更の手続きは必要ありません。	古川振興事務所 市民生活課 住民係 河合振興事務所 市民生活課 住民福祉係 宮川振興事務所 市民生活課 住民福祉係 神岡振興事務所 市民生活課 住民係
・老人保健の限度額適用・標準負担額減免認定証				
・老人保健特定疾病療養受療証				

【福祉医療関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・乳幼児医療受給者証	受給者	不要	・新しい受給者証を2月1日までに区長配布又は郵送しますので、住所変更の手続きは必要ありません。	古川振興事務所 市民生活課 住民係 河合振興事務所 市民生活課 住民福祉係 宮川振興事務所 市民生活課 住民福祉係 神岡振興事務所 市民生活課 住民係
・重度心身障害者医療費受給者証	受給者	不要		
・69歳老人医療費受給者証				
・母子家庭等医療費受給者証				
・重度心身障害老人医療費受給者証				

【障害者福祉関係】

項目	該当者	住所変更などによる取扱い		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法等	
・精神障害者通院医療費公費負担患者票	該当者	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。	古川振興事務所 市民生活課 保健福祉係 河合振興事務所 市民生活課 住民福祉係 宮川振興事務所 市民生活課 住民福祉係 神岡振興事務所 市民生活課 保健福祉係
・精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。	
・身体障害者手帳	手帳の交付を受けている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。	
・療育手帳	手帳の交付を受けている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。	
・特別障害者手当等	手当を受けている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。	
・心身障害者福祉手当	手当を受けている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。	

【介護関係】

項目	該当者	住所変更などによる取扱い		お問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法等	
・介護保険被保険者証	保険証の交付を受けている方	不要	・新しい被保険者証が郵送されますので、住所変更の手続きは必要ありません。	本 庁 健康福祉部 介護保険係 健康生きがい課
・介護保険標準負担額減額認定証	認定証の交付を受けている方	不要		
・介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）	認定証の交付を受けている方	不要		
・介護保険利用者負担額減額免除等認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）	認定証の交付を受けている方	不要		
・介護保険利用者負担額減額免除等認定証	認定証の交付を受けている方	不要		
・訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置）	認定証の交付を受けている方	不要		
・社会福祉法人等利用者負担減免確認証（社会福祉法人等による利用者負担の減免措置）	認定証の交付を受けている方	不要		

【母子・児童福祉関係】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・ 母子手帳	手帳の交付を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	古川町保健センター 河合町保健センター 宮川町保健センター 神岡町保健センター
・ 妊婦一般健康診査受診票	受診票の交付を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	
・ 児童手当	手当を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	古川振興事務所 市民生活課 住民係 河合振興事務所 市民生活課 住民福祉係 宮川振興事務所 市民生活課 住民福祉係 神岡振興事務所 市民生活課 住民係
・ 児童扶養手当証書	手当を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	
・ 特別児童扶養手当証書	手当を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	

【その他】

項 目	該 当 者	住 所 変 更 な ど に よ る 取 扱 い		お 問 い 合 わ せ 先
		要・不要	手 続 き の 方 法 等	
・ 原動機付き自転車125cc以下のバイク)および小型特殊自動車の標識(ナンバー)と交付証明書	交付を受けている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。 現在の標識をそのまま使用してください。	古川振興事務所 管理課 税務係 河合振興事務所 管理課 税務係 宮川振興事務所 管理課 税務係 神岡振興事務所 管理課 税務係
・ 法人市民税にかかる法人等の異動(変更)届出書	左記の該当法人	不要	・ 所在地変更の手続きは必要ありません。	
・ 市県民税のかかる特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書				
・ 税等の口座振替依頼書	登録をしている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	古川振興事務所 市民生活課 環境係 河合振興事務所 市民生活課 住民福祉係 宮川振興事務所 市民生活課 住民福祉係 神岡振興事務所 市民生活課 環境係
・ 飼い犬の鑑札	登録をしている方	不要	・ 住所変更の手続きは必要ありません。	
・ 地縁による団体	地方自治法第260条の2により認可された地縁による団体	要	合併時に住所変更の手続きは必要ありませんが、合併後に開催される総会で、規約にある住所等を変更し、新市に届け出をしてください。	古川振興事務所 管理課 地域振興係 河合振興事務所 管理課 地域振興係 宮川振興事務所 管理課 地域振興係 神岡振興事務所 管理課 地域振興係